

名高裁総第360号

令和8年7月7日

弁護士 山中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

令和8年3月29日付け（4月3日受付、名高裁総第217号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
管内裁判所の職員名簿（令和8年4月1日以降の最新版）
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。